

浄化槽撤去出来ない場合の念書 記載例

※この様式は記載例です。実情に即した内容に修正して使用してください。

年 月 日

喜多方市長

様

念 書

浄化槽から下水道接続のための切り替え工事実施にあたり、本来であれば既設浄化槽は掘り起こして全撤去し産業廃棄物として処分しなければなりません。全撤去の作業を行うことにより、他の工作物に支障をきたすため、本工事に関しては、浄化槽上部のみ部分撤去し、将来すべての浄化槽撤去を行うことを確約します。

また、土地建物の相続、譲渡等の引渡しが生じた際には相続人及び譲受人に対し、上記内容について告知し条件を引き継ぐこと併せて確約します。

下線部の記載については、状況により内容を変えてください。

対象地： 喜多方市

注意事項

使用しなくなった浄化槽は原則全撤去となります。

ただし、他の住宅含めた工作物等に支障をきたす恐れがある場合、埋め戻しも可としている。(あくまでも撤去を猶予するという考えですので、)

申請人 住 所

氏 名 ㊟

署名捺印となります。